

# 仕 様 書

文化市民局動物園総務課

(担当 池水・藤本 771-0210)

件 名	京都市動物園廃プラスチック類廃棄物収集運搬業務
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。</p> <p>(2) 本業務の受託者は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守のうえ施行すること。</p> <p>2 産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集等の基準</p> <p>京都市動物園（以下「本園」という。）で排出される「産業廃棄物（廃プラスチック類）」（以下、「廃プラスチック類」という。）の収集等については、次の基準により実施すること。</p> <p>(1) 作業日、時間</p> <p>作業日については、毎週月曜日、金曜日を基本とする。詳細については、別紙1のとおり。</p> <p>作業日については、本園から事前に連絡を行ったうえで変更する場合がある。本園で作業を行う時間については、午前9時から午後3時30分までとする。</p> <p>(2) 作業内容等</p> <p>ア 本園の廃プラスチック類廃棄物集積所（以下、「集積所」という。）に集積された分別物のうち、廃プラスチック類を全て収集し、適正に処分すること。また、収集に当たっては分別状況を確認し、分別できていないごみを発見した場合は、集積所にて選別の上、適切に分別処理を行うこと。</p> <p>イ 収集に際し、集積所の付近に分別物が散乱したときは清掃したうえで退去すること。</p> <p>ウ 収集後の廃プラスチック類の搬入先は次のとおりとする。</p> <p>[搬入先]</p> <p>a 名称 株式会社カンポ</p> <p>b 所在地 京都市伏見区羽東師古川町 233 番地</p> <p>c 搬入条件 収集日当日の午前9時から午後5時までに搬入すること。また、搬入利用する収集車の荷室部分は常に清潔な状態を保持し、収集運搬時に廃プラスチック類の質を低下させないこと。</p> <p>本市と処理業者が処理業務委託を締結するため搬入手数料は無料である。</p> <p>3 収集予定量</p> <p>収集予定量は、年間約2,000キログラムとする。ただし、あくまでも予定量であり変動することがある。</p> <p>4 作業等</p> <p>(1) 集積所及び運搬経路については別紙2のとおりとする。</p> <p>(2) 廃プラスチック類の収集運搬業務に用いる車両については、受託者が用意すること。集積所前に進入可能な車両の大きさについては、2トントラックのロング仕様までであることに留意すること。</p> <p>なお、集積所から車両への積込作業は受託者が行うこと。本業務中に際し発生した事故、負傷等については、京都市では一切の責任を負わない。</p>

<p>契約条件</p>	<p>(3) 運搬中は収集した廃プラスチック類が飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。</p> <p>(4) 本業務の受託者は、作業従事者に対して、常に細心の注意と誠意を持って作業するように指導すること。また、他の場所から排出された廃棄物と併せて処理施設に搬入することは厳禁とする。</p> <p>5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付  受託者は、本業務に必要となるマニフェストをあらかじめ用意し、収集後に必要事項を記入の上、A票を本園の担当者に手渡すこと。また、運搬業務完了後、処理業者（搬入先）から交付を受けるB2票を10日以内に送付すること。  （マニフェスト送付先）  〒606-8333  京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内  京都市動物園総務課  TEL 075-771-0210</p> <p>6 報告等  本業務の受託者は、当月分の収集日ごとの収集量、処分結果報告書を翌月14日までに文化市民局動物園総務課長に提出すること。</p> <p>7 支払方法  支払方法は契約金額の12分の1を毎月均等払いする。ただし、1円未満の端数分がある場合は、最終支払月に支払うものとする。</p> <p>8 情報提供事項に変更があった場合の伝達方法  本園から排出される廃プラスチック類の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度を速やかに書面をもって通知する。</p> <p>9 契約解除の際の未処理廃棄物の取り扱いに関する事項  契約を解除しようとする際に、本契約に基づき引き渡しを受けた廃プラスチック類で未だ処理業務を完了していないものがあるときは、双方の責任において当該廃プラスチック類の処理について、適切な措置を講じるものとする。</p> <p>10 その他  (1) 本業務の受託者は、その実施に関し本園の担当者と密接に連絡を取り合うこと。  (2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。  (3) 落札業者は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。また、受託者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。</p>
-------------	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

## 京都市動物園廃プラスチック類の作業日について

1 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの京都市動物園廃プラスチック類の作業予定日は下記の表のとおりとする。

(1) 基本は、週2回（月曜日、金曜日）とするが、休日の場合は、翌日等に振り替えている場合があるため、作業日の確認を必ず行うこと。

(特に下線部分については注意すること)

(2) 搬入施設の事情等により事前調整のうえ作業日を変更する場合がある。

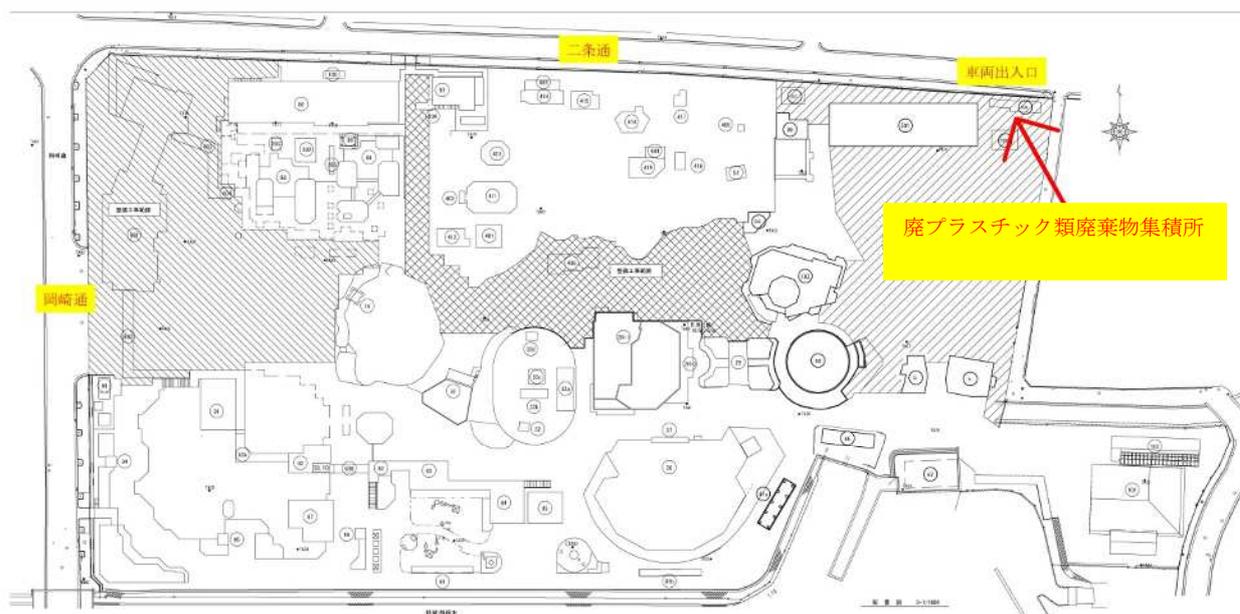
2 各日の収集時間については、午前9時から午後3時30分までの間とする。

4 月 (8 回)	3日(金)、6日(月)、10日(金)、13日(月)、17日(金)、20日(月)、24日(金)、27日(月)
5 月 (8 回)	1日(金)、8日(金)、11日(月)、15日(金)、18日(月)、22日(金)、25日(月)、29日(金)
6 月 (9 回)	1日(月)、5日(金)、8日(月)、12日(金)、15日(月)、19日(金)、22日(月)、26日(金)、29日(月)
7 月 (9 回)	3日(金)、6日(月)、10日(金)、13日(月)、17日(金)、 <u>21日(火)</u> 、24日(金)、27日(月)、31日(金)
8 月 (9 回)	3日(月)、7日(金)、10日(月)、14日(金)、17日(月)、21日(金)、24日(月)、28日(金)、31日(月)
9 月 (7 回)	4日(金)、7日(月)、11日(金)、14日(月)、18日(金)、25日(金)、28日(月)
10 月 (9 回)	2日(金)、5日(月)、9日(金)、 <u>13日(火)</u> 、16日(金)、19日(月)、23日(金)、26日(月)、30日(金)
11 月 (9 回)	2日(月)、6日(金)、9日(月)、13日(金)、16日(月)、20日(金)、 <u>24日(火)</u> 、27日(金)、30日(月)
12 月 (8 回)	4日(金)、7日(月)、11日(金)、14日(月)、18日(金)、21日(月)、25日(金)、28日(月)
1 月 (8 回)	4日(月)、8日(金)、 <u>12日(火)</u> 、15日(金)、18日(月)、22日(金)、25日(月)、29日(金)
2 月 (8 回)	1日(月)、5日(金)、8日(月)、12日(金)、15日(月)、19日(金)、22日(月)、26日(金)
3 月 (9 回)	1日(月)、5日(金)、8日(月)、12日(金)、15日(月)、19日(金)、 <u>23日(火)</u> 、26日(金)、29日(月)

## 集積所及び運搬経路について

廃プラスチック類の収集運搬に係る集積所及び車両出入口については、以下のとおり。

作業に際しては、本園の入園者や通行人の安全に配慮し、交通状況や近隣等への騒音には十分注意を払うこと。



産業廃棄物 **収集運搬** 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。  
ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄にの記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (作業区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<b>※ 受託者の委託業務に積替保管を含む場合</b>	
受託者の積替・保管場所 の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の保管できる 産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う積替え のための保管上限	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり